

「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」
に寄せられたお問い合わせ及び回答（公募開始～平成 21 年 1 月 16 日）

Q 1 e-Rad による申請において、研究者登録は、全ての参画研究者全員の登録が必要でしょうか。

A 応募時の際には、代表者だけを登録することになります。なお、受託機関決定後速やかに、全ての参画研究者の研究者番号を取得し、入力していただくこととなります。

Q 2 競争的資金の「2 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実用技術開発事業」において、「無・減農薬栽培技術、生物的防除技術等のうち、平成 21 年度に農林水産省委託プロジェクト「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」で募集予定の技術については本研究領域の対象としない」となっていますが、募集予定の作物保護技術とは何でしょうか？

A 委託プロ「地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発」では、有機農業を直接の対象とする作物保護技術の研究開発を公募していません。

Q 3 農協は研究機関ではありませんが、大学と共同で委託プロへ参画することは可能でしょうか。

A 応募要領の「2 応募資格等の(2)の2)共同研究機関の要件」を満たせば、応募可能です。

Q 4 NPO 法人が応募することは可能でしょうか。

A 応募者は、企業、研究組合、公益法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関であることとしております。NPO 法人は、法人格を有するので、研究機関であれば応募可能です。

Q 5 研究補助を行うポストドクターへの労賃は、人件費と賃金のどちらに計上するのが良いのでしょうか。

A 人件費は、研究（開発）に直接従事する研究開発責任者及び研究員等の人件費であり、賃金は、本委託事業に従事する研究補助者等に係る賃金です。従いまして、業務内容が研究補助であれば、賃金として計上してください。

Q 6 PO（プログラムオフィサー）はどのような役割を担うのでしょうか。

A PO は、委託プロジェクト研究の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者であり、農林水産技術会議事務局の研究調整官が担当しております。PO は、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究開発責任者に対し指導等を行います。PO は、研究評価者とい

うよりもむしろ、研究受託者と共に研究推進を行う立場といえます。

Q7 「省資源型農業の生産技術体系の確立（有機農業型）」では、有機農業技術体系を開発し、マニュアルを策定することを達成目標としています。一方、農林水産省の基本方針では平成23年までに技術体系を確立することとしております。平成23年までに有機農業技術マニュアルを作成することが求められますか。

A 平成23年までに有機農業技術を確立し、現地で技術実証を行った上で、平成25年までに有機農業技術マニュアルを作成することを予定しています。

Q8 「省資源型農業の生産技術体系の確立（有機農業型）」では、全国5地域で取り組むこととされていますが、研究対象とする作目は示されていません。取り組む作目を定めていないのでしょうか。

A 特に対象とする作目を定めていません。予算額や研究期間を考えれば、水稲、畑作、野菜などが研究対象になりやすいと考えられます。

Q9 有機農業では転換期間の問題もあり、技術開発後に現地実証するのでは、十分な実証を行えない場合も考えられるので、技術開発と同時に実証に取り組んでも問題ないでしょうか。

A 特に問題はありません。

Q10 「省資源型農業の生産技術体系の確立（有機農業型）」では、全国5地域で研究開発に取り組むこととされていますが、応募要領に記載されているとおりの区分としなければならないのでしょうか。

A 同じ地域においてもさまざまな気候条件等があると思われませんが、全国の広い範囲で有機農業研究を実施する観点から、応募要領に記載した地域区分で研究を実施する提案としてください。

Q11 「省資源型農業の生産技術体系の確立（有機農業型）」の1地域内で研究対象とするのは1作目（例えば、水稲のみ）でも良いのでしょうか。

A 特に問題はありません。